

## 第 2 7 号 近江八幡市文化会館舞台操作等管理業務委託仕様書

### 1. 業務の場所

近江八幡市文化会館

### 2. 履行期間

契約締結日～令和 9 年 3 月 3 1 日

### 3. 業務の範囲および内容

管理技術要員、増員管理技術要員及び増員技術要員は文化会館大・小ホールの舞台・照明・音響装置の操作及び管理業務として下記（１）～（７）の業務を行なう。

- （１） 管理技術要員による音響等に関する管理及び操作業務
  - ・ 音響装置の保守点検及び簡単な修理
  - ・ 音響に関する操作
  - ・ 舞台・照明・音響に関する仕込み、解体、復元作業
  - ・ 催し時の音響に関する使用備品の付属設備等使用明細書への記入
  - ・ 音響設備の利用者に対する説明と安全指導
  - ・ その他、会館職員の指示した音響等に関する管理業務
- （２） 管理技術要員による照明等に関する管理及び操作業務
  - ・ 照明装置の保守点検及び簡単な修理
  - ・ 照明に関する操作
  - ・ 舞台・照明・音響に関する仕込み、解体、復元作業
  - ・ 催し時の照明に関する使用備品の付属設備等使用明細書への記入
  - ・ 照明設備の利用者に対する説明と安全指導
  - ・ その他、会館職員の指示した照明等に関する管理業務
- （３） 管理技術要員による打ち合わせ業務
  - ・ 打ち合わせ日程等の調整
  - ・ 主催者等との催し物の打ち合わせ
  - ・ 主催者等からの照明・音響等に関する問い合わせに対しての対応
- （４） 管理技術要員によるその他の業務
  - ・ 会館業務に関する補助的な作業
  - ・ 会館施設管理に関する簡易な作業

- (5) 増員管理技術要員による舞台等に関する管理及び操作業務
- ・ 舞台・音響・照明装置の保守点検及び簡単な修理
  - ・ 舞台・音響・照明に関する操作
  - ・ 舞台・照明・音響に関する仕込み、解体、復元作業
  - ・ 催し時の舞台・音響・照明に関する使用備品の付属設備等使用明細書への記入
  - ・ 舞台・音響・照明設備の利用者に対する説明と安全指導
  - ・ その他、会館職員の指示した舞台・音響・照明等に関する管理業務
- (6) 増員技術要員による業務
- ・ 舞台・照明・音響に関する操作業務
  - ・ 舞台・照明・音響の仕込み、解体、復元作業
  - ・ その他、会館職員の指示した業務

#### 4. 業務区分

管理技術要員、増員管理技術要員及び増員技術要員の業務区分は下記(1)～(5)のとおりとする。また、各区分に応じた単価契約とする。

- (1) 管理技術要員の音響等に関する1日の業務区分
- ・ 午前～午後または午後～夜間
  - ・ 1日の過不足分は平均化しない。
- (2) 管理技術要員の照明等に関する1日の業務区分
- ・ 午前～午後または午後～夜間
  - ・ 1日の過不足分は平均化しない。
- (3) 増員管理技術要員
- ・ 1ステージ区分 午前(9時～12時)か午後(13時～17時)または夜間(18時～21時)
  - ・ 2ステージ区分 午前～午後(午前9時～17時)か午後～夜間(13時～21時)
  - ・ 3ステージ区分 全日(9時～21時)
  - ・ 上記ステージ区分に基づき大ホール、小ホールで勤務する業務区分
- (4) 増員技術要員の業務時間
- ・ 1ステージ区分 午前(9時～12時)か午後(13時～17時)または夜間(18時～21時)

- ・ 2ステージ区分 午前～午後（午前9時～17時）か  
午後～夜間（13時～21時）
  - ・ 3ステージ区分 全日（9時～21時）
  - ・ 上記ステージ区分に基づき大ホール、小ホールで勤務する業務区分
- (5) 管理技術要員、増員管理技術要員および増員技術要員の上記区分以外の業務時間
- ・ 30分単位で超過時間を定める。
  - ・ 15分未満は超過無しとし、15分以上45分未満を30分超過とする。

## 5. 管理技術要員の稼働日数について（各担当の予定数量は以下のとおりとする）

### (1) 音響担当

10ヶ月間の稼働日数135日を確保する。

### (2) 照明担当

10ヶ月間の稼働日数92日を確保する。

## 6. 増員管理技術要員、増員技術要員の稼働日数について（各担当の予定数量は以下のとおりとする）

各ステージ区分における稼働日数を下記のとおりとする。

- ・ 増員管理技術要員（1～3ステージ区分） 各9区分
- ・ 増員技術要員（1ステージ区分） 9区分
- （2ステージ区分） 7区分
- （3ステージ区分） 3区分

## ※5. 6. の稼働日数対する時間外業務の予定数量を以下のとおりとする。

- ・ 音響、舞台担当 10ヶ月間で166回
- ・ 照明、舞台担当 10ヶ月間で108回

## 7. 管理技術要員、増員管理技術要員及び増員技術要員の要件

管理技術要員、増員管理技術要員及び増員技術要員の要件は下記のとおりとする。

### (1) 実務経験等

- ・ 音響、照明、舞台等の業務を担当する者は、原則として3年以上の実務経験を有するものとする。
- ・ 音響、照明、舞台等の業務を担当する者は、舞台を円滑かつ効果的に運営するのに十分な技術、知識を有する者とする。

## 8. 駐車場許可および駐車場代

- (1) 業務の履行にあたって、受託者の被雇用者が庁舎駐車場を使用する場合は、市規則に基づき庁舎駐車場の使用許可を得るとともに、職員駐車場代を徴収する。

## 9. 勤務の条件

勤務日に、発熱や体調不良などの症状がある場合は、代わりの者を勤務させるか、業務に支障のない場合は別の日に勤務を振り替えるものとする。

## 10. 委託料の支払い

委託料は、月ごとに業務区分の単価で出来高に応じ算出した金額で支払うものとする。

## 11. その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に関し疑義を生じたときは、両者協議の上、定めるものとする。